

# 事業者確認書類の提出

建設キャリアアップシステムの「事業者情報登録申請」では、登録する情報を正確に証明するために登録時に事業者確認を行います。ご提出いただく事業者確認書類は建設業許可の有無または事業所の形態により異なりますのでご注意ください（下記参照）。

※ 証明書類で秘匿したい部分は黒のフェルトペンや修正液でマスキング可能ですが、「商号または名称（屋号）」「代表者名」「所在地」「資本金」はマスキングをしないでください。

※ 事業者情報以外の情報（例：社員名などの情報）が記載されている場合は、必ずマスキングして（消して）ください。

※ 個人情報保護の観点から、マスキングすべき箇所にマスキングがされていない場合、運営主体で実施する場合があります。あらかじめご了承ください。

## 建設業許可がある場合（法人・個人事業主・一人親方） ※下記のうち、いずれか1点

建設業許可証明書 1点（写し）



1点のみ  
提出で OK

または

建設業許可通知書 1点（写し）※<sup>1</sup>



1点のみ  
提出で OK

※ 資本金確認書類の提出は必要ありません※ 資本金確認書類の提出は必要ありません。

※ 直近に建設業許可の変更届を提出している場合は、上記に併せて変更届（写し）を提出してください。

## 建設業許可がない法人の場合 ※下記のうち、いずれか1点

事業税の確定申告書（写し）1点※<sup>2</sup>※<sup>6</sup>



※ 法人税の確定申告書でもご提出いただけます。

1点のみ  
提出で OK

または

納税証明書（写し）1点 履歴事項全部証明書（写し）1点※<sup>3</sup>

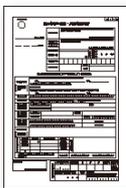


計2点提

※ 事業者確認書類（写し）は、適切な組み合わせで提出してください。  
※ 法人の場合、納税証明書については法人税もしくは消費税、事業税の納税証明書のいずれかを提出してください。

## 建設業許可がない個人事業主、一人親方の場合 ※下記のうち、いずれか1点

個人事業の開業届（写し）1点※<sup>4</sup>



1点のみ提出で OK

または

納税証明書（写し）1点※<sup>3</sup>



1点のみ提出で OK

※ 個人・一人親方の方については所得税もしくは消費税、事業税の納税証明書のいずれかを提出してください。

または

所得税の確定申告書（写し）1点※<sup>4</sup>※<sup>5</sup>※<sup>6</sup>



1点のみ提出で OK

※ 資本金確認書類の提出は必要ありません。

※ 1 青森県知事許可の場合、「建設業許可指令書」を提出してください。

※ 2 事業税の確定申告書は受付印があり、1年以内のものに限ります。

※ 3 法人税の納税証明書および履歴事項全部証明書は証明日が1年以内のものに限ります。

事業開始後まもない場合で、かつ法人税の納付時期を迎えていない場合は、履歴事項全部証明書のみをご提出ください。

※ 4 所得税の確定申告書や個人事業の開業届は受付印があり、1年以内のものに限ります。

※ 5 【一人親方の方へ】一人親方の方は、「所得税の確定申告書（写し）」を提出してください（「所得税の確定申告書」に記載の納税者氏名と、登録申請書の1/6枚目1-①商号または名称と1-⑤代表者名のどちらかが一致すること）。

※ 6 電子申告の場合は受領通知（メール詳細または受付完了通知等）も併せてご提出ください。

# 登録申請書に添付する書類

建設キャリアアップシステムの「事業者情報登録申請」では、事業者確認書類以外に該当する下記の現に有効な証明書類（写し）が必要になります。「→の数字」は「事業者情報登録申請書」に記入する項目番号です。

## ●資本金確認証明書類（写し） → 1- ⑧

「資本金」によって建設キャリアアップシステム事業者登録料が変わりますので、「資本金確認証明書類（写し）」は登録申請時の最新のものを提出します。「資本金確認証明書類（写し）」には、「履歴事項全部証明書（写し）」「現在事項全部証明書（写し）」「事業税の確定申告書（写し）」があります。

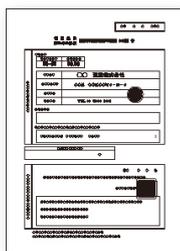
	資本金確認 証明書類(写し)	
建設業許可がある法人 事業者の場合※	提出不要	許可データから資本金を確認し、建設キャリアアップシステム事業者登録料を算出します。 ※ 直前に「資本金」の減資、増資を行っている許可データに新たな「資本金」が反映されない場合があります。正しい事業者登録料のお支払いのため、直前に「資本金」の減資、増資を行っている場合は、建設業許可なしとして申請してください。また、新規登録完了後に、「事業者情報登録内容変更申請書」で建設業許可番号ありの変更申請をしてください。
建設業許可がない法人 事業者の場合	提出必須	事業者確認書類から資本金を確認し、建設キャリアアップシステム事業者登録料を算出します。
個人事業主の場合	提出不要	建設業許可の有無に関わらず、資本金がありませんので建設キャリアアップシステム事業者登録料は 6,000 円（税込）になります。



## ● 加入社会保険等証明書類（※ホームページ上の「証明書類見本一覧」をご覧ください。）

- ・健康保険加入証明書類（写し） → 4- ①
- ・年金保険加入証明書類（写し） → 4- ②
  - ☆領収証等（出納印あり）（写し）
  - ☆社会保険料納入証明書（証明者の印あり）（写し）
  - ☆健康保険・厚生年金保険適用確認願（写し）
  - ☆健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬月額決定通知書（写し）
  - ☆健康保険 / 厚生年金保険 被保険者賞与支払届（写し）

※ 提出は☆印の証明書類の内、いずれか一点でかまいません。



- ・建設業退職金共済制度加入証明書類（写し） → 4- ④
  - ☆建設業退職金共済契約者証（写し）



- ・中小企業退職金共済制度加入証明書類（写し） → 4- ⑤
  - ☆中小企業退職金共済手帳（写し）



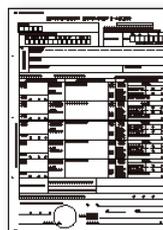
- ・雇用保険加入証明書類（写し） → 4- ③
  - ☆雇用保険適用事業所設置届事業主事業所各種変更届事業主控（受領印あり）（写し）
  - ☆納付書・領収証書（出納印あり）（写し）
  - ☆労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書（受付印あり）（写し）
  - ☆労働保険料等納入通知書（写し）

※ 提出は☆印の証明書類の内、いずれか一点でかまいません。



- ・労災保険特別加入証明書類（写し） → 4- ⑥
  - ☆労働者災害補償保険 特別加入申請書（写し）
  - ☆労災保険特別加入 加入証（写し）

※ 労災保険特別加入証明書類（写し）は、通常（民間など）の労災保険の証明書類と異なります。必ず、「特別加入」と記載されている書類を添付してください（通常の労災保険証明書類は提出不要）。



※ 事業者確認書類（写し）や証明書類（写し）は、鮮明にコピーしてください。